



就任ごあいさつ

岐阜市長 柴 橋 正 直

岐阜市長に就任するにあたり、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様へ一言、ご挨拶申し上げます。

さて、世界では、国連サミットにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や、COP21において採択された「パリ協定」の発効など、地球規模の環境課題に対する国際的合意事項が相次いで進められております。

また、本市におきましては、織田信長公ゆかりの岐阜城を頂き、自然の姿をそのまま残す緑豊かな金華山や、1300余年の鶺鴒の伝統が引き継がれ、豊富で清浄な水をたたえる清流長良川などの美しい自然に恵まれた環境の中、私たち40万市民がこの素晴らしい環境を享受し、共生しながら生活を営んでまいりました。

このような中、本市では、目指すべき環境都市像として「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を掲げ、これを実現するために岐阜市環境基本計画を策定し、「自然環境の保全」「地球環境の保全」「ごみの減量・資源化」の3つを重点施策とし、関連する施策に取り組んでいます。さらには「環境教育・市民運動」を最重点項目に位置付け、様々な環境問題に対してすべての市民が主体となり、環境保全団体、事業者及び行政が協働することで、環境保全の取り組みの着実な推進を図っているところであります。

一方、貴協会並びに会員各社におかれましては、廃棄物の適正処理を推進する使命の下、業界のみならず排出事業者に対して大いに指導力、実践力を発揮されるとともに、本市のごみ減量・資源化施策にも多大なご協力を賜るなど、これまで大変重要な社会的役割を担ってこられたことに深く感謝申し上げます。

近年、国内では不法投棄をはじめ不適正処理の事案が度重なる中、廃棄物処理業界のみならず、排出事業者の責任が一層強く求められております。行政としましても、監視や指導体制の強化に鋭意努めておりますが、あわせて貴協会の指導的役割が不可欠であり、さらなる社会貢献を大いに期待するところであります。

私は、施政方針のひとつに「住む人・来る人・働く人を増やす成長都市の実現—岐阜都市圏100万人への挑戦」を掲げ、社会インフラをはじめ、教育、産業、福祉、健康、防災など本市の魅力向上を促す様々な施策に取り組んでいく所存ではありますが、この恵まれた豊かな生活環境こそがあらゆる施策の支えであり、無二の財産と考えています。

協会の皆様には、引き続き廃棄物の適正処理を通じ、この貴重な生活環境を維持向上し、将来世代へ継承していくためにご尽力いただくとともに、市政に対し多大なるご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第61号)が平成29年6月に公布され、電子マニフェスト登録の一部義務化に関する規定を除き、平成30年4月1日から施行されましたので、法改正の概要等についてお知らせします。

1 許可を取り消された者等に対する措置の強化

(1) 事業の廃止時等における処理困難通知発出の義務付け

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が、許可を取り消されたとき並びに事業の全部又は一部を廃止したときにおいて、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理が終了していない場合、許可が取り消された日若しくは事業の全部又は一部を廃止した日から10日以内に、委託者(排出事業者)に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならないこととなりました。

(2) 事業の廃止等についての措置命令の追加

許可を取り消された廃棄物処理業者や事業を廃止した廃棄物処理業者等が、処理基準に適合しない廃棄物の保管を行っているとき認められると、都道府県知事等は処理基準に従って保管することその他必要な措置を命じることができることとなりました。

2 マニフェスト制度の強化

(1) 罰則の強化

マニフェストの記載内容について信頼性の担保を図るため、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則が、「6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に強化されることとなりました。

(2) 電子マニフェスト登録の一部義務化

平成32年4月1日から、事業活動に伴いPCB廃棄物を除く特別管理産業廃棄物を多量(前々年度の発生量が50t以上)に生ずる事業者(以下「電子マニフェスト使用義務者」という。)は、当該特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、原則として、紙マニフェストではなく電子マニフェストを使用しなければならないこととされました。

また、電子マニフェスト使用義務者から、当該義務のかかった特別管理産業廃棄物の処理を受託した電子マニフェスト導入済の特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者にも使用義務がかかることとなりました。

3 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け

(1) 有害使用済機器の対象

使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもので、洗濯機や冷蔵庫等の家電リサイクル法対象品目(4品目)、掃除機や扇風機、パソコン等の小型家電リサイクル法対象品目

(28品目)が対象とされました。

なお、「使用を終了し」とは、機器本来の用途での使用を終了したという意味であることから、リユース品や修理して再度使用する機器については本来の用途での使用を終了しているわけではないため有害使用済機器にあたりません。

(2) 有害使用済機器保管等業者の届出

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者(適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く)は、事業を開始する日の10日前までに、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこととされました。

なお、経過措置として、改正法の施行の際現に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている者は、平成30年10月1日までの間は、届出をしないで、有害使用済機器の保管又は処分を行うことができることとされています。

【届出除外対象者の概要】

- 関係法令の許可等を受けた者
(廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者(有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る)等)
- 有害使用済機器の保管の用に供する事業場の敷地面積が100平方メートルを超えないものを設置する場合
- 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であって、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

(3) 有害使用済機器の保管及び処分の基準

廃棄物処理法に基づく廃棄物に関する保管又は処分の基準を基本とし、それに加え、火災防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については、分別した上で保管及び処分させる等の措置を講じることが規定されました。

4 その他

(1) 二以上事業者による一体的処理の特例

二以上の事業者が一体的な経営を行うものである、及び、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分ができる等の基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該二以上の事業者は、産業廃棄物処理法の許可を受けないで、一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとされました。

(2) 優良産廃認定制度における認定基準の一部改正(法改正とは直接関係しない政令改正)

優良産廃処理業者認定制度の認定基準中、賃借対照表等を更新すべき場合(情報の更新頻度)について、規定の趣旨の明確化を図るため、「1年に1回以上」から「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改正されました。

5 施行期日

- 2(2)及び4(2)以外：平成30年4月1日
- 2(2)：平成32年4月1日
- 4(2)：平成30年2月2日